

不利益処分に関する処分基準 個票

消防本部 予防課

不利益処分の内容		製造所等の設置の許可の取消し
根拠法令等及び条項		消防法第12条の2第1項
処分基準	根拠条項	消防法第12条の2第1項
	参考事項	消防法第11条第1項及び第5項、第12条第2項、第14条の3第1項及び第2項、第14条の3の2
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>消防法</p> <p>第12条の2 市町村長等は、製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者が次の各号の一に該当するときは、当該製造所、貯蔵所又は取扱所について、第11条第1項の許可を取り消し、又は期間を定めてその使用の停止を命ずることができる。</p> <p>(1) 第11条第1項後段の規定による許可を受けないで、製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造又は設備を変更したとき。</p> <p>(2) 第11条第5項の規定に違反して、製造所、貯蔵所又は取扱所を使用したとき。</p> <p>(3) 前条第2項の規定による命令に違反したとき。</p> <p>(4) 第14条の3第1項又は第2項の規定に違反したとき。</p> <p>(5) 第14条の3の2の規定に違反したとき。</p>	